

令和5年度

鈴鹿市コンプライアンス
推進計画
(実施結果報告)

～信頼される市政の推進のために～

鈴鹿市コンプライアンス推進本部

番号	取組事項											所管課
2023-1	コンプライアンス推進本部会議の開催											人事課
■内容 コンプライアンスの遵守に本市一丸となって取り組むため、コンプライアンス推進本部会議を年3回開催し、コンプライアンス推進計画の事業を推進するとともに、職員の意識醸成を図る。なお、次のPDCAサイクルでの運用により実施することとする。 P：年度初めにコンプライアンス推進事業を集約した推進計画を作成（4月） D：それぞれ推進計画に基づきコンプライアンス推進事業を実施（4月～3月） C：実施したコンプライアンス推進事業の評価及び検証（3月） A：翌年度実施予定のコンプライアンス推進事業の選定（3月）												
時期	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当初			○				○				○	
結果		●					●				●	
■実施状況 令和5年度鈴鹿市コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンス推進本部会議を開催した。 ・第1回会議（5月30日開催） ・第2回会議（10月31日開催） ・第3回会議（2月27日開催）												
■課題 特になし。												

番号	取組事項											所管課
2023-2	コンプライアンス推進旬間の設定											人事課
■内容 組織におけるコンプライアンス風土の定着を図るため、コンプライアンス推進旬間を年2回（6月、11月）設定し、期間を限定して全職員を対象に集中的な取組を実施することにより、コンプライアンスについて再認識し、意識付けを図るものとする。 なお、取組内容についてはその期間に取り組む必要性が特に高いと考えられるものについて適宜検討し、実施することとする。 また、国や他地方自治体で問題となったようなコンプライアンス事案があれば、推進旬間の中で積極的にその予防策に取り組み、本市での発生を未然に防ぐ。												
時期	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当初			○					○				
結果			●					●				
■実施状況 コンプライアンス推進旬間を6月及び11月に設定した。 期間 6月5日から14日まで、11月6日から15日まで 取組事項 6月 コンプライアンスに係る所属内独自取組の実施／自転車利用時のヘルメット着用の推進／職務専念義務遵守、服装・身だしなみ及びルール・マナーに対する注意喚起 等 11月 コンプライアンスに係る所属内独自取組の実施／コンプライアンスチェックシートによる自己検証／信用失墜行為の防止／情報管理体制の確認 等												
■課題 実効性がある取組、全庁に展開できる取組を実施し、職員全体の意識の底上げを図ることが必要である。												

番号	取組事項											所管課
2023-3	コンプライアンスに関する研修会の開催											人事課
<p>■内容</p> <p>各階層（若手、中堅、管理職）別にコンプライアンスに関する研修会を開催し、職員のコンプライアンスに係る意識の醸成を図る。なお、開催を予定している計画は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【新規採用職員（フルタイム会計年度任用職員を含む。）対象】公務員倫理研修、接遇研修（4月開催） ・【10年目職員対象】接遇指導員研修（6月開催） ・【6年目職員対象】自治体法務研修（10月開催） ・【5年目職員対象】上級接遇研修（6月開催） ・【2年目職員対象】中級接遇研修（6月開催） ・【新規所属長対象】不当要求防止責任者講習会（7月開催） ・【所属長対象】マネジメント研修（5月、8月の2回開催） ・【希望者受講】三重県市町総合事務組合主催 不当要求対策研修（8月、11月開催） 												
時期	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当初	○	○	○○○	○	○○		○	○				
結果	●	●	●●●	●	●●		●	●				
<p>■実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【新規採用職員】公務員倫理研修・接遇研修（4月6日開催） ・【10年目職員対象】接遇指導員研修（6月28日開催） / ・【6年目職員対象】自治体法務研修（10月24日開催） ・【5年目職員対象】上級接遇研修（6月27日開催） / ・【2年目職員対象】中級接遇研修（6月29日開催） ・【新規所属長対象】不当要求防止責任者講習会（7月13日開催） / ・【所属長対象】マネジメント研修（5月2日、8月24日開催） ・【希望者受講】三重県市町総合事務組合主催 不当要求対策研修（8月30日、11月28日開催） 												
<p>■課題</p> <p>本市が実施主体になる研修については、より効果的なものとなるよう適宜内容を見直していくことが必要である。</p>												

番号	取組事項											所管課
2023-4	審査基準、処分基準等の最新化											総務課
<p>■内容</p> <p>行政手続法及び鈴鹿市行政手続条例に基づく「申請に対する処分に対する審査基準及び標準処理期間」及び「不利益処分に対する処分基準」について、昨年度に引き続き、新たに法令に基づく処分や新規の条例及び規則の制定による処分がないか、法令改正又は例規改正によって修正等を生じていないか確認を行い、審査基準、処分基準等の最新化を図る（修正又は新規設定を行った場合は、総務課へも送付させ、最新状況の確認を図る。）。このことにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、職員の行政手続に係る意識を高め、行政の適正な運営につなげる。</p> <p>庁内LAN電子掲示板等による周知予定：5月、8月、11月、2月</p>												
時期	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当初		○			○			○			○	
結果		●			●			●			●	
<p>■実施状況</p> <p>令和5年5月、8月、11月、2月に電子掲示板により全庁に向け「審査基準、処分基準等について」を周知し、審査基準、処分基準等の見直しを実施した。</p> <p>各所属の所管する審査基準及び処分基準の個票の修正、作成又は廃止をした場合は、各所属が保管する個票の整理を行うとともに当該個票を総務課へ提出し、又は廃止の旨を報告することにより、個票の最新化を行うことができた。</p>												
<p>■課題</p> <p>形骸化を防ぐためには一定の効果があると考えられるため、継続して取り組みたい。</p>												

番号	取組事項											所管課
2023-5	公文書の適正な作成及び管理											総務課
■内容 公用文の書き方及び公文書の收受から廃棄までの文書事務において、文書管理規程及び公文書作成ハンドブックに則った公文書の適正な作成及び管理の定着を全職員に図るため、新規採用職員及び文書取扱主務者等を対象に次の研修会を実施する。 ・【新規採用職員対象】文書作成と管理について（4月予定） ・【文書取扱主務者対象】文書管理事務について（5月予定） ・【文書事務担当者】文書事務全般について（11月予定）												
時期	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当初	○	○						○				
結果	●	●●								●		
■実施状況 新規採用職員対象研修は4月、文書取扱主務者研修は5月に実施した。また、文書事務担当者研修に変えて、所属長研修として5月に実施した。 「分かりやすい日本語による公文書の作成」としてマニュアル化したことに合わせて、1月に文書取扱主務者を対象として、演習形式で公文書の作成について研修を実施した。 【令和5年度の研修実施日と参加人数】 ・【新規採用職員対象】文書作成と管理について（4月7日/43人） ・【所属長対象】文書管理事務について（5月16日/67人） ・【文書取扱主務者対象】文書管理事務について（5月16日/97人） ・【文書取扱主務者対象】演習で学ぶ公文書の書き方（1月24日/87人）												
■課題 職員による講義を継続できるよう、研修内容を適宜見直して実施していきたい。												

番号	取組事項											所管課
2023-6	文書事務通信の周知徹底											総務課
■内容 文書管理規程及び公文書作成ハンドブックに則った文書事務を推進するため、庁内LAN電子掲示板へ「文書事務通信」を掲載し、文書管理における注意点の周知を行う。												
時期	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当初		○		○		○		○		○		
結果			●		●		●			●	●	
■実施状況 庁内LAN電子掲示板にて、6月、8月、10月、1月、2月に文書事務通信を掲載した。												
■課題 今後も定期的に掲載し、適正な公文書の作成・管理等の徹底を取り組んでいきたい。												

番号	取組事項											所管課
2023-7	不当要求・ハードクレーム対応研修及び法的思考力養成研修の実施											総務課
■内容 ①不当要求・ハードクレームへの対応力の向上を図り、適正な事務執行を確保するため、研修を実施する。(5月予定) 【対象】 グループリーダー(予定) 【研修方法】 外部講師の招聘による会場参加形式 ②法務能力・論理的思考能力の向上を図り、適正な事務執行を確保するため、研修を実施する。(7月予定) 【対象】 グループリーダー(予定) 【研修方法】 外部講師の招聘による会場参加形式												
時期	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当初		○		○								
結果		●		●								
■実施状況 ① 不当要求対応研修 令和5年5月にグループリーダー級の職員を対象にロールプレイを交えた研修を実施。受講後アンケートの結果、研修内容を理解した職員及び業務に有効であると回答した割合が98%を超えるなど、不当要求対応力の向上につながるものであった。 (5月24日/162人) ② 法的思考力養成研修 令和5年7月にグループリーダー級の職員を対象に演習を交えた研修を実施。受講後アンケートの結果、業務に有効であると回答した割合が98%を超え、法的思考の重要性を受講者が十分理解できたものであった。(7月21日/149人)												
■課題 質疑応答や演習の時間が短かったため、次年度は研修時間等の見直しを行う。 両研修とも、受講者の対象を拡大し、継続していくことで、職員全体の能力向上につなげたい。												
番号	取組事項											所管課
2023-8	特定個人情報に関する研修の実施											総務課
■内容 特定個人情報等の取扱いについては、より厳格な取扱いが求められていることから、所属長を対象に特定個人情報等に係る研修を実施する。(1月予定)												
時期	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当初										○		
結果										●		
■実施状況 個人情報及び特定個人情報の漏えい等事案発生時の対応について、所属長を対象とした研修を行い、所属内での情報共有を依頼した。(1月24日/68人)												
■課題 今後も継続して周知を行い、個人情報保護の徹底を取り組んでいきたい。												

番号	取組事項											所管課
2023-9	集中管理公用車運用ルールの遵守について											管財課
■内容 集中管理車両を使用する際に、予約の取り消し等の変更があったにもかかわらず、データを修正していないケースが多く見受けられ、後で使用する職員が迷惑を被るケースがある。また、公用車運転記録簿への記入も徹底されていない。 この状態を改善するため、昨年度に引き続き、一人ひとりが「集中管理車両運用ルール」を再認識して遵守するよう、庁内LAN電子掲示板に当該ルールを掲載して啓発する。 （掲載予定月：4月、7月、10月、1月）												
時期	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当初	○			○			○			○		
結果	●			●			●			●		
■実施状況 年4回実施												
■課題 掲示板掲載及び口頭注意を行っているがルールを守らない職員が依然として多く見受けられる。												

番号	取組事項											所管課
2023-10	職員に対する正しい防火・防災知識等の啓発											防災危機管理課、予防課
■内容 各施設に応じた消防用設備の維持管理及び防火・防災に関する講習を実施する。 【4月】新規採用職員前期研修（担当：防災危機管理課） 新規採用職員に対し、発災時における行政職員としての心構えや対応力を身につけるための講習を実施する。 【4月】災害対策本部員研修（担当：防災危機管理課） 災害対策本部員に対し、災害対策本部の役割、責務等を再確認し、災害への対応力を高めるための研修を実施する。 【10月】新規採用職員後期研修（担当：予防課） 新規採用職員に対し、庁舎内の消防用設備に関する知識を習得するための研修を実施する。												
時期	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当初	○○						○					
結果	●●						●					
■実施状況 【4月】新規採用職員前期研修（担当：防災危機管理課） / 4月5日実施（受講者：37人） 【4月】災害対策本部員研修（担当：防災危機管理課） / 4月5日実施（受講者：15人） 災害対策本部員に対し、災害対策本部の役割、責務等を再確認し、災害への対応力を高めるための研修を実施した。 【10月】新規採用職員後期研修（担当：予防課） / 10月2日実施（受講者：45人）												
■課題 【防災危機管理課】 職員が防災意識向上に努め、継続していく必要がある。												

番号	取組事項											所管課
2023-11	情報セキュリティ研修の実施											情報政策課
<p>■内容</p> <p>情報セキュリティに対する意識の向上を図り、情報資産への脅威を認識させるため、情報セキュリティ研修を実施する。</p> <p>【対象】 鈴鹿市行政情報ネットワークシステム登録職員</p> <p>【研修方法】 インターネット接続環境を利用できる職員・・・地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が提供するeラーニングによる。 インターネット接続環境を利用できない職員・・・紙資料を用いた自己研修による。</p> <p>【目標】 令和5年度は、令和4年度における職員に起因する情報セキュリティインシデント件数（3件：1月30日現在）を減少させることを目標とする。</p>												
時期	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当初			←————→									
結果						←————→						
<p>■実施状況</p> <p>鈴鹿市行政情報ネットワークシステムに登録されている職員を対象に、地方公共団体情報システム機構が提供するeラーニングによる情報セキュリティの研修を行った。</p> <p>【対象】 鈴鹿市行政情報ネットワークシステム登録職員</p> <p>【対象者数】 2,110人（休職中等の職員を除く、全登録職員が受講済）</p> <p>【実施期間】 令和5年9月20日から令和5年10月16日まで（延長期間を含む）</p>												
<p>■課題</p> <p>期間内に研修の受講を完了できなかった職員が多数いたため、研修期間の見直し等が必要である。</p>												

番号	取組事項											所管課
2023-12	情報セキュリティ監査の実施											情報政策課
<p>■内容</p> <p>本市の情報資産を様々な脅威から適正に保護し、情報資産の機密性・完全性・可用性を維持していくことを目的に策定した情報セキュリティポリシーが有効的に実施され、かつ遵守されていることを検証するため、監査を実施する。</p> <p>【対象】 鈴鹿市行政情報ネットワークシステム登録職員</p> <p>【実施方法】 グループウェアの使用が可能な職員・・・グループウェアによるチェック項目への自己チェック グループウェアの使用が不可能な職員・・・紙面によるチェック項目への自己チェック</p> <p>【目標】 令和5年度は、令和4年度における職員に起因する情報セキュリティインシデント件数（3件：1月30日現在）を減少させることを目標とする。</p>												
時期	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当初										←————→		
結果											●	
<p>■実施状況</p> <p>鈴鹿市行政情報ネットワークシステムに登録されている職員を対象に、情報セキュリティ監査を令和6年2月1日から実施する。</p> <p>自己点検により、情報セキュリティポリシーが有効的に実施され、かつ遵守されていることを検証する。</p> <p>【対象】 鈴鹿市行政情報ネットワークシステム登録職員</p> <p>【対象者数】 2,148人（休職中等の職員を除く、全登録職員が受講済）</p> <p>【実施期間】 令和6年2月1日から令和6年2月15日まで</p>												
<p>■課題</p> <p>今年度も3件のインシデントが発生していることから、本監査や情報セキュリティ研修といった職員の情報セキュリティ意識の向上を図る取り組みを定期的実施していくことが必要である。</p>												

番号	取組事項											所管課
2023-13	職員の交通安全教育の実施（事故防止対策）											交通防犯課、人事課
<p>■内容</p> <p>職員に対する交通安全教育を実施し事故防止に資することで、職員の過失による交通事故件数の減少を目指す。受講者が主体的に取り組めるようグループ討議を主体として行う。実施に当たっては、少人数に分けて複数回行うなど新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じる。</p> <p>・第1回 職員交通安全講習（7月 夏の交通安全県民運動期間／新任管理職員対象） 内容：交通事故発生状況、部下の指導（発生時の措置、責任、事故防止対策）、道路交通法解説等 約90分 効果：交通安全意識の向上、交通事故の未然防止</p> <p>・第2回 職員交通安全講習（9月 秋の全国交通安全運動期間／新規採用職員対象（消防職員は除く（消防学校または消防本部にて、別途研修を受講するため））） 内容：交通事故発生状況、発生時の措置、責任、事故防止対策、道路交通法解説等 約90分 効果：交通安全意識の向上、交通事故の未然防止</p> <p>・第3回 職員交通安全講習（12月 年末の交通安全県民運動期間／昨年11月～当年10月中に事故当事者となった職員及び前年度当講習未受講職員） 内容：交通事故発生状況、発生時の措置、責任、事故防止対策、事故防止のヒント、安全運転チェック等 約90分 効果：交通安全意識の向上、交通事故の再発防止</p> <p>※講習会場は本館12階大会議室（映像機器使用）</p> <p>【目標】平成31年度の職員による交通事故の発生件数は85件（公用23件、私用62件） 令和2年度の職員による交通事故の発生件数は80件（公用28件、私用52件） 令和3年度の職員による交通事故の発生件数は87件（公用20件、私用67件） 令和4年度の職員による交通事故の発生件数は105件（公用21件、私用84件） 令和5年度においても前年度実績からの減少を目標とする。</p>												
時期	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当初				○		○			○			
結果				●		●			●			
<p>■実施状況</p> <p>・職員の交通安全意識の向上と交通事故の防止を目的として、次のとおり研修を実施した。</p> <p>第1回 職員交通安全講習（7月20日開催） 受講者20人 第2回 職員交通安全講習（9月22日開催） 受講者48人 第3回 職員交通安全講習（12月18日、21日開催） 受講者68人</p>												
<p>■課題</p> <p>職員の交通安全意識の向上、事故の未然防止ができるよう、適宜研修内容を見直していく必要がある。</p>												

番号	取組事項												所管課
2023-14	職員の交通安全意識の醸成												交通防犯課、人事課
■内容 年間を通して、職員に交通安全の啓発を行い、交通事故防止を図る。 ・春の全国交通安全運動期間中に、15階の展示スペースに交通事故の写真を展示する。 ・四季の全国交通安全運動期間では、期間中庁内スポット放送で周知する。 ・死亡事故など重大な事案の発生時には、庁内掲示板に掲載する。(随時) ・職員の交通事故発生件数等の周知、交通事故の防止及び交通ルール・交通マナーの遵守について庁内掲示板に掲載する。 ・無事故・無違反チャレンジ123への参加を促進する。 ・改正された自転車安全利用五則(ヘルメットの着用等)を周知する。													
時期	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
当初		○		○		○			○				
結果		●●●		●●	●	●●●	●	●	●●●	●	●		
■実施状況 年間を通して、職員に交通安全の啓発を行い、交通事故防止を図った。 ・春の全国交通安全運動期間中に、15階の展示スペースに交通事故の写真パネルを展示したことで、職員や来庁者に対し交通安全啓発及び交通安全意識の向上を図った。(5月) ・四季の全国交通安全運動期間では、期間中庁内スポット放送で周知した。(5月、7月、9月、12月) ・死亡事故など重大な事案の発生時には、庁内掲示板に掲載した。(7月、8月、10月、12月、1月) ・職員の交通事故発生件数等の周知、交通事故の防止及び交通ルール・交通マナーの遵守について庁内掲示板に掲載した。(9月、11月、12月、2月) ・無事故・無違反チャレンジ123への参加を促進した。(5月) ・改正された自転車安全利用五則(ヘルメットの着用等)を周知した。(9月)													
■課題 交通安全意識を醸成するため、適宜内容を見直しながら、今後も継続して実施していく必要がある。													

番号	取組事項											所管課
2023-15	職員の人権意識・男女共同参画意識向上のための研修											人権政策課、男女共同参画課、人事課
<p>■内容</p> <p>【人権政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員人権研修（年1回 10月開催） （対象） 市職員 （目的） 職員一人ひとりが所管業務と人権との関わりについて十分認識し、人権意識の高揚を図るため、研修を行う。 ・啓発推進委員及び男女共同参画推進員研修（年1回 11月開催） ※合同で研修実施 （対象） 人権啓発推進委員及び男女共同参画推進員 （目的） 市職員として人権意識・男女共同参画に対する意識の向上が必要であるため、所属に配置している各啓発推進担当職員の研修を行う。 ・新規採用職員人権研修 ※新規採用職員研修内で実施（年2回 前期4月・後期10月開催） （対象） 新規採用職員 （目的） 人権問題について、正しく理解し、公務員として必要な知識を学ぶことを目的としている。 <p>【男女共同参画課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員男女共同参画研修（年1回 4月開催） （対象） 新規採用職員 （目的） 市職員として人権意識・男女共同参画に対する意識の向上が必要であるため、新規採用職員に対して研修を行う。 ・男女共同参画管理職研修（年1回11月） （対象） 管理職 （目的） 管理職として、男女共同参画及びハラスメント防止に関する意識の向上が必要であるため研修を行う。 												
時期	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
当初	〇〇						〇〇	〇〇				
結果	●●				●		●	●			●	

■実施状況

【人権政策課】

・職員人権研修：令和5年11月1日(水)実施（受講対象者：平成21年度～22年度入庁職員及び昨年度未受講者全職種65人参加）

概要：2022年度に実施された人権問題に関する三重県民意識調査の結果をもとに、客観的なデータに実際の事例を交えながら、部落差別の現状と課題について学んだ。

また、未だに15.7%の県民が支持している「寝た子を起こすな論」やインターネット上の部落差別の実態を踏まえ、部落差別を解決するために市職員として何ができるかを考えた。

・人権啓発推進委員及び男女共同参画推進委員研修：令和6年2月16日(金)実施（受講対象者：人権啓発推進委員及び男女共同参画推進員 83人参加）

概要：「ハラスメントの無い職場づくりのために ～知っておきたいこと、気をつけたいこと。男女共同参画の視点から～」として、人権意識の向上及び男女共同参画推進意識の向上を目的とした、男女共同参画の概念やその必要性、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど、様々なハラスメントの概念と防止に関する内容を学んだ。

・新規採用職員研修

前期：令和5年4月5日(水)実施（37人参加）

概要：部落差別解消推進法を学び、差別の解消について地方公共団体の責務を理解した。また、各部局における業務遂行に当たり、今回の研修をどのように繋げることが出来るかを学んだ。

後期：令和5年10月2日(月)実施（45人参加）

概要：人権というのは身近に存在するものとして、様々な人権課題を知り、正しい知識を身に付けることの大切さを学んだ。

【男女共同参画課】

・新規採用職員男女共同参画研修：令和5年4月5日(水)実施（37人参加）

概要：男女共同参画の必要性について理解し、各部局における業務遂行に当たり、今回の研修をどのように繋げることが出来るかを学んだ。

・男女共同参画管理職研修：令和5年8月1日（火）～8月31日（木）（273人参加）

概要：組織における人事管理、業務管理を行うために、性別による無意識の思い込みに気づき、これを解消していく必要性を学んだ。

■課題

多様化する人権課題に対応するためには、職員の人権意識の向上を図り、人権の視点に立った取組を推進する必要がある。また、男女共同参画社会を推進するためには、知識の習得に努めるとともに、男女共同参画の視点を取り入れて各部署の施策を実施することが望ましい。そのため、今後も市職員として人権意識及び男女共同参画意識の向上を図るため研修等の取組を継続していく必要がある。